その他－資料①

令和元年度高齢者虐待対応状況について

〔公開資料〕

令和2年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和2年12月23日

大阪市福祉局 高齢者施策部高齢福祉課

令和２年度

大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議

令和２年１２月

大阪市福祉局生活福祉部
地域福祉課相談支援グループ

〇目次

関係団体・機関　事務局名簿 ・・・ 2

大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議設置運営要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

会議資料

令和元度障がい者・高齢者虐待対応状況及び虐待防止にかかる取り組み ・・・・・・・・・・・・・・ 5

＜令和元年度 障がい者・虐待対応状況概要＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

１　令和元年度 障がい者虐待対応状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

２　令和元年度 高齢者虐待対応状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

３　各事業等の実施状況と虐待防止の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

「大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」

○関係団体・機関

大阪弁護士会
大阪府医師会
大阪府歯科医師会
大阪府薬剤師会
大阪市老人福祉施設連盟
大阪介護支援専門員協会
大阪社会福祉士会
大阪市民生委員児童委員協議会
大阪市社会福祉協議会
地域包括支援センター
大阪市老人クラブ連合会
大阪第一人権擁護委員協議会
大阪市成年後見支援センター
大阪市障がい者相談支援研修センター
障がい者基幹相談支援センター
大阪市身体障害者団体協議会
大阪市手をつなぐ育成会
大阪府精神障害者家族会連合会

○行政関係機関

大阪法務局人権擁護部	
大阪府警察本部生活安全部	
消防局	総務部
市民局	ダイバーシティ推進室
	消費者センター
福祉局	生活福祉部
	障がい者施策部
	高齢者施策部
	市立弘済院
健康局	健康推進部
区保健福祉課	

○事務局

福祉局　生活福祉部　地域福祉課・相談支援グループ

大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議設置運営要綱

制　　定　平成19年７月12日
最近改正　令和元年９月１日

（開催）
第１条　障がい者・高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が、障がい者・高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、有機的に連携協力していくことが重要であることに鑑み、大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を開催する。

（業務）
第２条　市連絡会議は、次の各号に掲げる事項について開催する。
（１）障がい者・高齢者虐待防止に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する事項
（２）障がい者・高齢者虐待防止に関する広報･啓発活動の推進
（３）障がい者・高齢者虐待防止に関する意見交換及び現状の把握
（４）その他第１条の設置目的を達成するために必要な事項

（構成）
第３条　市連絡会議は、別表に掲げる団体及び行政関係機関において障がい者・高齢者虐待防止に関連する職務に従事する者によって構成する。また、必要に応じ適切な助言者等の参加を求めることができる。

（対象別会議の開催）
第４条　市連絡会議は、その連携事項に関し、必要に応じて次の内容に特化した会議を開催することができる。
（１）障がい者虐待防止
（２）高齢者虐待防止
２　前項に規定する各会議は、別表に掲げる機関により構成する。

（守秘義務）
第５条　市連絡会議の構成員及び出席者は、正当な理由なく、市連絡会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）
第６条　市連絡会議の庶務は、福祉局生活福祉部において行い、市連絡会議の運営事務等を行う。

（区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議との連携）
第７条　市連絡会議は、各区で開催される区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議と密に連携し、相互の情報交換をはじめ障がい者・高齢者虐待防止の円滑な実施を支援する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、市連絡会議の運営について必要な事項は福祉局長が別に定める。

附　則
この要綱は平成19年７月12日から施行する。

附　則
この要綱は平成21年12月28日から施行する。

附　則
この要綱は平成23年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は平成24年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は平成24年７月25日から施行する。

附　則
この要綱は平成24年12月１日から施行する。

附　則
この要綱は平成26年１月１日から施行する。

附　則
この要綱は平成30年９月１日から施行する。

附　則
この要綱は令和元年９月１日から施行する。

（別表）
「大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」構成

	大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議	
	障がい者虐待防止部会	高齢者虐待防止部会
関係団体・機関	大阪弁護士会 大阪府医師会 大阪府歯科医師会 大阪府薬剤師会 大阪社会福祉士会 大阪市民生委員児童委員協議会 大阪市社会福祉協議会 大阪第一人権擁護委員協議会 大阪市成年後見支援センター 大阪市障がい者相談支援研修センター 障がい者基幹相談支援センター 大阪市身体障害者団体協議会 大阪市手をつなぐ育成会 大阪府精神障害者家族会連合会	大阪弁護士会 大阪府医師会 大阪府歯科医師会 大阪府薬剤師会 大阪社会福祉士会 大阪市民生委員児童委員協議会 大阪市社会福祉協議会 大阪第一人権擁護委員協議会 大阪市成年後見支援センター 大阪市老人福祉施設連盟 大阪介護支援専門員協会 地域包括支援センター 大阪市老人クラブ連合会
行政関係機関	大阪法務局人権擁護部 大阪府警察本部生活安全部生活安全総務課 消防局総務部 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 消費者センター 福祉局生活福祉部 福祉局障がい者施策部 こころの健康センター 区保健福祉課（代表）	大阪法務局人権擁護部 大阪府警察本部生活安全部生活安全総務課 消防局総務部 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 消費者センター 福祉局生活福祉部 福祉局高齢者施策部 弘済院 区保健福祉課（代表）

○会議資料

令和元年度　障がい者･高齢者虐待対応状況及び虐待防止にかかる取り組み

令和元年度　障がい者・高齢者虐待対応状況概要

1　障がい者虐待対応状況

● 養護者による虐待　P.7

相談・通報・届出	相談・通報・届出件数は、520件と年々増加しており、虐待と判断した件数も昨年より増加している。 相談・通報者は、「警察」が431件（80.1%）が最も多い。次に「本人による届出」、「相談支援専門員」、「障がい者福祉施設従事者等」の順に多く、例年と同様の傾向である。
虐待の類型	虐待の類型では「身体的虐待」54.7%、「心理的虐待」50.9%となり、昨年度と比べて、「心理的虐待」（30年度28.6%）の割合が高くなっている。
被虐待者の状況	障がいの種別では、「知的障がい」45.3%、「精神障がい」43.4%「身体障がい」28.3%となっている。 性別では、「女性」が58.5%、「男性」が41.6%と、女性の割合が少し高くなっている。 年齢は、「50～54歳」が20.8%、「20～24歳」が17.0%となり、様々な年齢層で虐待がみられる。 障がい支援区分は「ない」が43.4%と半数を占めている。 いずれも例年と同様の傾向である。
虐待者	父が28.3%と最も多く、次いで兄弟姉妹が20.8%、母が18.9%、夫が13.2%となっている。

● 障がい者福祉施設従事者等による虐待　P.11

相談・通報・届出	相談・通報・届出件数は、105件と増加している。 相談・通報者は、「当該施設・事業所設置者・管理者」等、当該施設職員が合わせて24.1%と最も多く、次いで「本人による届出」が16.1%となっている。
虐待の類型	「身体的虐待」が60.9%、次いで「心理的虐待」21.7%、「経済的虐待」17.4%となっている。
事実確認を行った施設・事業所の種別	「共同生活援助」が24.8%、「放課後等デイサービス」が14.5%、「居宅介護」が12.8%となっている。

●使用者による虐待　P.13

本市への相談・通報・届出は、11件。

相談・通報者は本人からの届出が54.4%と半数以上を占めている。

２　高齢者虐待対応状況

●　養護者による虐待

P.14

相談・通報・届出	通報件数は、1,100件と年々増加傾向にある。虐待と判断した件数も415件と37.7%となっている。 相談・通報者は、「警察」が44.1%と最も多く、次に「介護支援専門員」が27.5%と、例年と同様の傾向である。
虐待の類型	「身体的虐待」が54.1%と最も多く、「ネグレクト」30.4%、「心理的虐待」24.4%となっている。
被虐待者の状況	性別は、「女性」が320人(76.7%) と男性に比べて多い。 年齢は、「80～89歳」が46.4%、「70～79歳」が34.3%となっている。 要介護度は、「要介護2」が21.5%、「要介護1」が18.2%で、「要介護認定未申請・申請中」が16.0%となり、「要介護2」以上で55.5%を占めている。 介護認定済の高齢者の認知症日常生活自立度は、「Ⅱ」が35.8%、「Ⅲ」が26.9%と、約7割にⅡ以上の認知症がみとめられる。 被虐待者の傾向は例年と同様である。
虐待者	息子が、37.8%、娘が22.4%、夫が21.5%と、例年と同様の傾向である。

●養介護施設従事者等による虐待

P.17

相談・通報・届出	115件と昨年と比べて、減少している。 相談・通報者は、「不明(匿名を含む)」が33.9%と最も高く、次に「当該施設職員」が21.7%、「本人・親族が」17.4%となっている。
虐待の類型	身体的虐待が54.2%と多く、次いで心理的虐待が22.9%となっている。

令和元年度　障がい者・高齢者虐待対応状況及び虐待防止にかかる取り組み

*資料の中の割合（%）については、小数点第二位は四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

1　障がい者虐待対応状況

●養護者による虐待について（令和元年度）

1　相談・通報・届出件数

保健福祉センター及び障がい者基幹相談支援センターでの虐待通報等受理件数は、次のとおりとなっている。

令和元年度	保健福祉センター	障がい者基幹相談支援センター	合計
相談・通報・届出 受理件数	513	7	520
うち虐待と判断した件数			53

年度	29年度	30年度	元年度
受理件数	324	463	520
虐待と判断した件数	39	49（※）	53

※平成30年度受理件数463件に前年からの繰り越し件数3件を加えた計466件中、虐待と判断した件数。

2　相談・通報者（重複あり）

相談・通報者としては、「警察」が431件（80.1%）と多くの割合を占める。次に「本人による届出」22件（4.1%）、「相談支援専門員」21件（3.9%）、「障がい者福祉施設従事者等」20件（3.7%）の順に多い。（割合は、相談通報件数である538件（重複有り）に対する割合）

相談・通報者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
本人による届出	27	39	22	4.1%
家族・親族	5	1	8	1.5%
近隣住民・知人	3	5	4	0.7%
民生委員	0	0	1	0.2%
医療機関関係者	7	5	5	0.9%
教職員	0	1	0	0.0%
相談支援専門員	16	16	21	3.9%
施設・事業所の職員	14	17	20	3.7%
虐待者自身	1	2	3	0.6%
警察	235	386	431	80.1%
当該市区町村行政職員	10	14	15	2.8%
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	5	8	5	0.9%
成年後見人等	0	0	0	0.0%
その他	7	3	3	0.6%
不明	1	0	0	0.0%
合計	331	497	538	100.0%

3　虐待の類型（重複あり）

「身体的虐待」29件（54.7%）、「心理的虐待」27件（50.9%）がそれぞれ半数を占め、次に「放棄、放置（ネグレクト）」16件（30.2%）、「経済的虐待」11件（20.8%）となっている。（割合は、虐待の判断を行った53件に対する割合）

類型	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
身体的虐待	13	29	29	54.7%
性的虐待	1	7	1	1.9%
心理的虐待	16	14	27	50.9%
放棄、放置（ネグレクト）	13	15	16	30.2%
経済的虐待	10	7	11	20.8%
合計	53	72	84	

4　被虐待者の障がい種別（重複あり）

障がい種別	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
身体障がい	8	12	15	28.3%
知的障がい	16	22	24	45.3%
精神障がい（発達障がい除く）	18	26	23	43.4%
発達障がい	3	2	3	5.7%
難病等	0	0	2	3.8%
その他	0	0	1	1.9%
合計	45	62	68	

5　被虐待者の性別

性別	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
男性	13	14	22	41.5%
女性	26	35	31	58.5%
合計	39	49	53	100.0%

6　被虐待者の年齢

年齢	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
18・19歳	1	3	2	3.8%
20～24歳	7	8	9	17.0%
25～29歳	3	5	4	7.5%
30～34歳	3	4	2	3.8%
35～39歳	4	2	3	5.7%
40～44歳	4	3	4	7.5%
45～49歳	4	8	7	13.2%
50～54歳	4	3	11	20.8%
55～59歳	6	9	6	11.3%
60～64歳	3	4	5	9.4%
65歳以上	0	0	0	0.0%
合計	39	49	53	100.0%

7　被虐待者の障がい支援区分

障がい支援区分	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合(%)
区分１	2	0	0	0.0%
区分２	2	5	2	3.8%
区分３	4	4	9	17.0%
区分４	4	3	7	13.2%
区分５	2	4	7	13.2%
区分６	3	9	5	9.4%
なし	22	24	23	43.4%
不明	0	0	0	0.0%
合計	39	49	53	100.0%

8　被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況（重複あり）

サービス等	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合(%)
障がい者総合支援法上のサービス	19	23	26	49.1%
児童福祉法上のサービス	0	0	0	0.0%
自立支援医療	9	14	15	28.3%
地域生活支援事業のサービス	2	3	5	9.4%
市町村・都道府県が実施する事業	1	0	1	1.9%
その他	3	2	6	11.3%
利用なし	13	16	13	24.5%
不明	0	0	0	0.0%
合計	47	58	66	

9　行動障がいの有無

行動障がいの有無	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合(%)
① 強い行動障がい（区分３、行動関連項目８点以上）	3	3	10	18.9%
② 認定調査は受けていないが①と同程度	1	1	3	5.7%
③ ①②に該当しない程度の行動障がい	7	9	10	18.9%
④ 行動障がいがない	28	36	30	56.6%
⑤ 行動障がいの有無が不明	0	0	0	0.0%
合計	39	49	53	100.0%

10 虐待者（重複あり）

虐待者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合(%)
父	5	13	15	28.3%
母	13	13	10	18.9%
夫	7	13	7	13.2%
妻	2	0	0	0.0%
息子	1	1	3	5.7%
娘	0	2	3	5.7%
息子の配偶者（嫁）	0	0	0	0.0%
娘の配偶者（婿）	0	0	0	0.0%
兄弟姉妹	6	8	11	20.8%
祖父	0	0	0	0.0%
祖母	0	0	0	0.0%
その他	7	10	7	13.2%
不明	0	0	0	0.0%
合計	41	60	56	

11 虐待への対応状況

虐待者との分離を行った事例	29年度	30年度	元年度
① 契約による障がい福祉サービスの利用	5	10	5
② 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	0	1	2
うち、面会制限を行った事例	(0)	(1)	(2)
③ ①②以外の方法による一時保護	3	6	9
④ 医療機関への一時入院	1	7	3
⑤ その他	3	1	6
計	17	12	25
虐待者との分離を行っていない事例 ※⑦以外重複あり	29年度	30年度	元年度
① 養護者に対する助言・指導（②に至った事例を除く）	10	8	14
② 養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0	0
③ 被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	6	1	2
④ すでにサービスを受けているが利用計画を見直した	6	5	7
⑤ 被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用	0	0	0
⑥ その他	8	3	3
⑦ 見守りのみ	0	4	4
計	30	21	30
現在対応について検討・調整中の事例	1	0	1
その他	4	6	7

12 権利擁護に関する対応

	29年度	30年度	元年度
	件数	件数	件数
①成年後見制度利用開始済み	2	3	5
②成年後見制度利用手続き中	5	2	6
③ ①②のうち市長申立て	5	4	8
④日常生活自立支援事業の利用	2	0	1
合計	9	5	12

●障がい者福祉施設従事者等による虐待について（令和元年度）

1　相談・通報・届出件数

年度	29年度	30年度	元年度
相談・通報届出　受理件数（※１）	71	85	105
虐待と判断した件数（※２）	22	19	23

※1　本市において受理したもののほか、府県が受け付けて本市が対応を行ったものを含む。
※2　前年度に受理し、当該年度に虐待と判断したものを含む。

2　相談・通報者（重複あり）

相談・通報者としては、「当該施設・事業所設置者・管理者」等、当該施設職員が合わせて27件（24.1%）と最も多く、次いで「本人による届出」が18件（16.1%）となっている。

相談・通報者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
本人による届出	10	9	18	16.1%
家族・親族	8	15	15	13.4%
近隣住民・知人	5	8	5	4.5%
民生委員	0	0	0	0.0%
医療機関関係者	1	1	1	0.9%
教職員	1	0	2	1.8%
相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等	6	―	―	―
相談支援専門員	―	1	8	7.1%
当該施設・事業所職員	9	―	―	―
当該施設・事業所設置者・管理者	13	9	11	9.8%
当該施設・事業所サービス管理責任者	―	1	0	0.0%
当該施設・事業所サービス提供責任者	―	0	0	0.0%
当該施設・事業所児童発達支援管理責任者	―	0	0	0.0%
その他の当該施設・事業所職員	―	13	16	14.3%
当該施設・事業所元職員	8	3	8	7.1%
当該施設・事業所利用者	―	1	2	1.8%
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	―	0	0	0.0%
他の施設・事業所の職員	―	13	9	8.0%
当該市町村行政職員	8	3	2	1.8%
警察	0	2	5	4.5%
運営適正化委員会（社会福祉法第83条）	0	1	1	0.9%
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	0	0	0	0.0%
成年後見人等	0	0	2	1.8%
その他	3	3	3	2.7%
不明（匿名を含む）	1	2	4	3.6%
合計	73	85	112	100.0%

3　虐待の類型（重複あり）（割合（%）は虐待認定件数23件に対する割合）

類型	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合（%）
身体的虐待	17	9	14	60.9%
性的虐待	1	3	1	4.3%
心理的虐待	5	8	5	21.7%
放棄、放置（ネグレクト）	0	0	1	4.3%
経済的虐待	1	3	4	17.4%
合計	24	23	25	

4　事実確認状況（※）

事実確認調査を行った事例	29年度	30年度	元年度
虐待の事実が認められた事例	22	19	23
虐待の事実が認められなかった事例	48	46	92
虐待の事実の判断に至らなかった事例	0	0	2
合計	70	65	117
事実確認調査を行っていない事例	29年度	30年度	元年度
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	0	0	0
調査を予定している、または調査の要否を検討中の事例	7	26	14
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	0	0
その他	2	1	0
合計	9	27	14

※前年度に受理し、当該年度に事実確認調査を行った事案を含む。

5　事実確認を行った事例の施設・事業所の種別（※）

種別	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合(%)
障がい者支援施設	11	4	9	7.7%
居宅介護	11	6	15	12.8%
重度訪問介護	1	1	6	5.1%
療養介護	―	1	0	0.0%
生活介護	6	12	10	8.5%
短期入所	3	1	2	1.7%
自立訓練	0	0	1	0.9%
就労移行支援	4	4	3	2.6%
就労継続支援A型	8	9	9	7.7%
就労継続支援B型	5	4	5	4.3%
共同生活援助	11	9	29	24.8%
一般相談支援事業および特定相談支援事業	0	1	5	4.3%
移動支援事業	1	1	1	0.9%
地域活動支援センターを経営する事業	0	0	0	0.0%
児童発達支援	1	1	5	4.3%
放課後等デイサービス	8	11	17	14.5%
合計	70	65	117	100.0%

※前年度に受理し、当該年度に事実確認調査を行った事案を含む。

●使用者による虐待について（令和元年度）

1　相談・通報・届出件数

		29年度	30年度	元年度
相談・通報届出　受理件数		11	5	11
	うち就労継続支援A型の件数	(6)	(3)	(4)
虐待と判断した件数		0	0	0

2　相談・通報者（重複あり）

相談・通報者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合(%)
本人による届出	7	0	6	54.5%
家族・親族	1	2	1	9.1%
近隣住民・知人	0	0	0	0.0%
医療機関関係者	0	0	0	0.0%
相談支援専門員	0	0	3	27.3%
施設・事業所の職員	1	0	0	0.0%
職場の同僚	0	0	1	9.1%
警察	0	1	0	0.0%
当該市町村行政職員	0	0	0	0.0%
その他	2	1	0	0.0%
不明	0	1	0	0.0%
合計	11	5	11	

2 高齢者虐待対応状況

●養護者による虐待について（令和元年度）

1 相談・通報・届出件数

保健福祉センター及び地域包括支援センターでの虐待通報等受理件数は、次のとおりとなっている。

令和元年度	保健福祉センター	地域包括支援センター	総合相談窓口	合計
相談・通報・届出 受理件数	632	442	26	1,100
うち虐待と判断した件数				415

年度	29年度	30年度	元年度
受理件数	960	1053	1,100
虐待と判断した件数	353	383	415

※ 世帯は１件でカウント

2 相談・通報者（重複あり）

相談・通報者としては、「警察」が495件（44.1%）と最も多く、次に「介護支援専門員」が309件（27.5%）となっている。

届出者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
介護支援専門員（ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ）	278	274	309	27.5%
介護保険事業所職員	62	43	78	7.0%
医療機関従事者	36	68	60	5.3%
近隣住民・知人	48	43	25	2.2%
民生委員	15	6	7	0.6%
被虐待者本人	49	39	35	3.1%
家族・親族	50	58	54	4.8%
虐待者自身	4	5	8	0.7%
当該市町村行政職員	35	30	27	2.4%
警察	389	491	495	44.1%
その他	26	29	24	2.1%
不明（匿名を含む）	3	1	0	0.0%

3 虐待の類型（重複あり）

虐待と判断した件数について虐待の類型をみると「身体的虐待」が226件（54.1%）と最も多く、以下「ネグレクト」127件（30.4%）、次いで「心理的虐待」102件（24.4%）となっている。

類型	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
身体的虐待	206	240	226	54.1%
性的虐待	0	2	0	0.0%
心理的虐待	103	118	102	24.4%
放棄、放置（ネグレクト）	100	97	127	30.4%
経済的虐待	58	74	77	18.4%
虐待と判断された実人数	361	396	418	

4　被虐待者の性別

「女性」が320人(76.6%)と男性に比べて多くなっている。

性別	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
男性	81	78	98	23.4%
女性	280	318	320	76.6%
合計	361	396	418	100.0%

5　被虐待者の年齢

年齢	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
65～69歳	22	23	22	5.3%
70～79歳	140	133	143	34.2%
80～89歳	148	201	194	46.4%
90歳以上	51	39	59	14.1%
不明	0	0	0	0.0%
合計	361	396	418	100.0%

6　被虐待者の要介護度

介護度	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
認定非該当（自立）	1	5	2	0.5%
要支援１	32	30	17	4.1%
要支援２	21	24	24	5.7%
要介護１	60	70	76	18.2%
要介護２	56	67	90	21.5%
要介護３	47	65	59	14.1%
要介護４	46	44	51	12.2%
要介護５	23	20	32	7.7%
未申請・申請中	75	71	67	16.0%
不明	0	0	0	0.0%
合計	361	396	418	100.0%

7　介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度(※)

	自立	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M	あるが自立度不明	不明	合計
人数	47	43	125	94	31	7	2	0	349
割合	13.5%	12.3%	35.8%	26.9%	8.9%	2.0%	0.6%	0.0%	100.0%

※「認知症日常生活自立度」…「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の略。厚生労働省老健局老人保健課長通知に定められた基準。ランクⅠ(軽度)～Ⅳ(重度)、M(医療行為が必要)がある。

8　虐待者（重複あり）

虐待者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
夫	70	82	96	21.5%
妻	25	25	21	4.7%
息子	146	174	169	37.8%
娘	78	75	100	22.4%
息子の配偶者（嫁）	2	6	8	1.8%
娘の配偶者（婿）	3	5	3	0.7%
兄弟姉妹	13	16	13	2.9%
孫	10	11	10	2.2%
その他	34	28	27	6.0%
不明	0	0	0	0.0%
合計	381	422	447	100.0%

9　虐待への対応状況

虐待者との分離を行った事例	29年度	30年度	元年度
契約による介護保険サービスの利用	53	50	56
やむを得ない事由等による措置（養護老人ホーム措置含む）	37	33	53
うち面会制限を行った事例	36	29	49
緊急一時保護事業等の活用	38	36	25
医療機関への入院	33	41	34
その他	26	31	20
合計	187	191	188
分離していない対応状況（重複あり）	29年度	30年度	元年度
介護保険サービスの利用開始	15	31	22
ケアプランの見直し	114	139	127
介護保険以外のサービスや資源の活用	15	32	18
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	2	4	4
養護者に対する助言・指導	214	242	236
経過観察（見守り）	25	17	5
その他	36	16	61
合計	421	481	473
立入調査の実施	0	0	0

10　権利擁護に関する対応

	29年度 件数	30年度 件数	元年度 件数
①成年後見制度利用開始済み	44	45	67
②成年後見制度利用手続き中	14	13	29
③ ①②のうち市長申立て	49	53	84
④日常生活自立支援事業の利用	7	3	12
合計	65	61	108

●養介護施設従事者等による虐待について（令和元年度）

平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に新たに受理した事例

1　相談・通報・届出件数

年度	29年度	30年度	元年度
受理件数	156	174	115
虐待と判断した件数	22	23	31

2　相談・通報者（重複あり）

相談・通報者としては、「不明(匿名を含む)」が39件（33.9%）と最も多く、次に「当該施設職員」が25件（21.7%）、「本人・親族が」20件（17.4%）となっている。

届出者	29年度	30年度	元年度	
			件数	割合
本人による届出	5	9	0	0.0%
家族・親族	41	45	20	17.4%
当該施設職員	32	32	25	21.7%
当該施設元職員	20	11	8	7.0%
医療機関従事者	0	6	4	3.5%
介護支援専門員	6	2	0	0.0%
国民健康保険団体連合会	1	1	1	0.9%
都道府県から連絡	1	0	0	0.0%
警察	0	4	4	3.5%
その他	56	50	14	12.2%
不明（匿名を含む）	3	14	39	33.9%
合計	165	174	115	100.0%

3　虐待の類型（重複あり）（割合（%）は被虐待者数39人に対する割合）

届出者	件数	割合（%）
身体的虐待	26	54.2%
性的虐待	5	10.4%
心理的虐待	11	22.9%
放棄、放置（ネグレクト）	3	6.3%
経済的虐待	2	4.2%
合計	47	

4　事実確認状況（※）

事実確認調査を行った事例	29年度	30年度	元年度
虐待の事実が認められた事例	22	23	31
虐待の事実が認められなかった事例	120	124	49
虐待の事実の判断に至らなかった（調査中）事例	14	19	52
合計	156	166	132
事実確認調査を行っていない事例	29年度	30年度	元年度
虐待ではなく調査不要と判断	0	0	0
調査の実施を予定または検討中	2	4	2
都道府県へ調査を依頼	0	0	0
その他	1	6	7
合計	3	10	9

※前年度に受理し、当該年度に事実確認調査を行った事案を含む

5　虐待があった施設・事業所の種別（※）

種別	29年度	30年度	元年度
特別養護老人ホーム	3	4	6
介護老人保健施設	2	1	2
介護療養型医療施設	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	5	6	5
有料老人ホーム	4	8	11
小規模多機能型居宅介護等	2	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0
養護老人ホーム	0	0	0
短期入所施設	0	1	2
訪問介護等	2	3	1
通所介護等	2	0	2
居宅介護支援等	1	0	0
その他	1	0	1
合計	22	23	31

※前年度に受理し、当該年度に事実確認調査を行った事案を含む。

3 各事業等の実施状況と虐待防止の取り組み

●専門相談事業の実施状況

1 実施件数

年度	29年度	30年度	元年度
障がい者虐待	8	6	6
高齢者虐待	29	22	30

（区別状況）

区名	件数		区名	件数		区名	件数		区名	件数	
	高齢	障がい		高齢	障がい		高齢	障がい		高齢	障がい
北	3	0	港	1	0	東淀川	1	0	阿倍野	0	0
都島	1	0	大正	2	0	東成	0	1	住之江	3	0
福島	0	0	天王寺	0	0	生野	1	0	住吉	3	1
此花	1	0	浪速	2	0	旭	3	1	東住吉	3	1
中央	0	0	西淀川	1	0	城東	1	0	平野	1	1
西	1	0	淀川	1	1	鶴見	0	0	西成	0	0

2 虐待の種類（重複あり）

虐待の種類	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
障がい者虐待	1	0	3	2	1
高齢者虐待	17	0	7	14	7

3 相談内容

相談内容	虐待の判断	分離保護の判断	養護者への対応	成年後見制度の利用	立入調査	終結	事例検証	その他
障がい者虐待	3	1	0	0	0	0	1	1
高齢者虐待	4	13	4	2	1	3	1	3

●緊急一時保護事業の実施状況

年度	高齢者虐待							障がい者虐待		
	徘徊		虐待		合計			利用人数	利用日数	平均利用日数
	人数	日数	人数	日数	利用人数	利用日数	平均利用日数			
29年度	11	35	40	369	51	404	7.9	4	52	13
30年度	16	88	38	430	54	518	9.6	7	74	10.6
元年度	19	110	26	252	45	362	8	7	70	10

●虐待対応支援チームによる研修及び後方支援の状況（令和元年度）

１ 担当者向け研修の実施状況

（障がい者虐待）

実施月	内容	対象者
４月	障がい者虐待対応者新任者研修	・区新任担当者
８月	障がい者虐待対応担当課長級研修	・区保健福祉課課長、課長代理、主幹、副主幹
1月	障がい者虐待事例検証会議	・区担当者 ・区障がい者基幹相談支援センター
2月	障がい者虐待対応担当者研修	・区担当者 ・区障がい者基幹相談支援センター

（高齢者虐待）

実施月	内容	対象者
４月	高齢者虐待対応新任者研修	・区新任担当者
７月	高齢者虐待対応現任者研修	・地域包括支援センター初任者職員 ・総合相談窓口（ブランチ）職員
8月	高齢者虐待対応担当課長級研修	・区保健福祉課課長級
９月	高齢者虐待対応現任者研修	・区担当者 ・地域包括支援センター中堅期職員
11月～１月	高齢者虐待事例検討会	・区担当者

２ 後方支援の実施状況（令和元年度）

	養護者による虐待の事案		施設従事者等による虐待の事案
	事案数	のべ対応回数	コアメンバー会議出席回数
障がい者虐待	53	153	22
高齢者虐待	196	589	12

３ 広報啓発活動の実施状況（令和元年度）

（１）啓発物品・啓発講演等

（障がい者虐待）

①リーフレットの作成

「防ごう　障がい者虐待」

＊市民、障がい者福祉関係施設等へ配布しました。

②通報啓発カレンダーの作成

＊障がい者虐待防止啓発のカレンダーを作成し、各区障がい者基幹相談支援センター及び各区保健福祉課、関係施設等へ配布しました。

③「障がい者虐待防止講演会」の開催

日　時　：令和２年１月25日（土曜日）　14時～16時
場　所　：たかつガーデン　８階
対 象 者：大阪市内在住・在勤・在学の方
テ ー マ：「障がい者虐待を防ぐために～私たちができること～」
主　催　：大阪市、大阪市障がい者相談支援研修センター

④「障がい者虐待対応マニュアル（概要版）」の作成

＊障がい者虐待防止に関わる福祉業務従事者等に対する研修時等に使用することを目的として、各区障がい者基幹相談支援センター及び各区保健福祉課等へ配布しました。

（高齢者虐待）

①リーフレットの作成

「みんなで防ごう高齢者虐待」

＊市民、高齢者福祉関係施設等へ配布しました。

②通報啓発カレンダーの作成

＊市民、支援者等向けの配布を目的として、各地域包括支援センター及び各区保健福祉課等へ配布しました。

③「高齢者虐待対応マニュアル（概要版）」の作成

＊高齢者虐待防止に関わる福祉業務従事者等に対する研修時等に使用することを目的として、各地域包括支援センター及び各区保健福祉課等へ配布しました。

（２）関係機関等への啓発研修・講師派遣等

実施月	内容	対象・研修名
4月	高齢者・障がい者虐待について	本市職員（総合的な相談支援体制の充実事業嘱託職員）向け講義
	高齢者虐待の防止と権利擁護	本市職員（生活保護関係嘱託職員）向け講義
5月	障がい者虐待・高齢者虐待対応について	ＤＶ施設関係職員研修
	高齢者虐待の早期発見・未然防止、病院の担う役割について	大阪市医師会連合会人権研修
	障がい者虐待について	本市職員（区役所障がい福祉担当者）向け講義
6月	障がい者・高齢者虐待への対応及び緊急一時保護事業の対応について	休日夜間福祉電話相談事業従事者研修
9月	高齢者虐待防止について	大阪市介護相談研修（後期・基本講座）